

【外国人材地域共生推進事業費補助金】

熊本県では、「外国人材に選ばれ続ける熊本」の実現のため、外国人材の地域定着や地域共生に取り組む監理団体、登録支援機関や外国人材受入企業に対して経費の一部を助成します。

募集期間 2025 年 8 月 1 日(金)から 8 月 22 日(金)

<補助制度の概要>

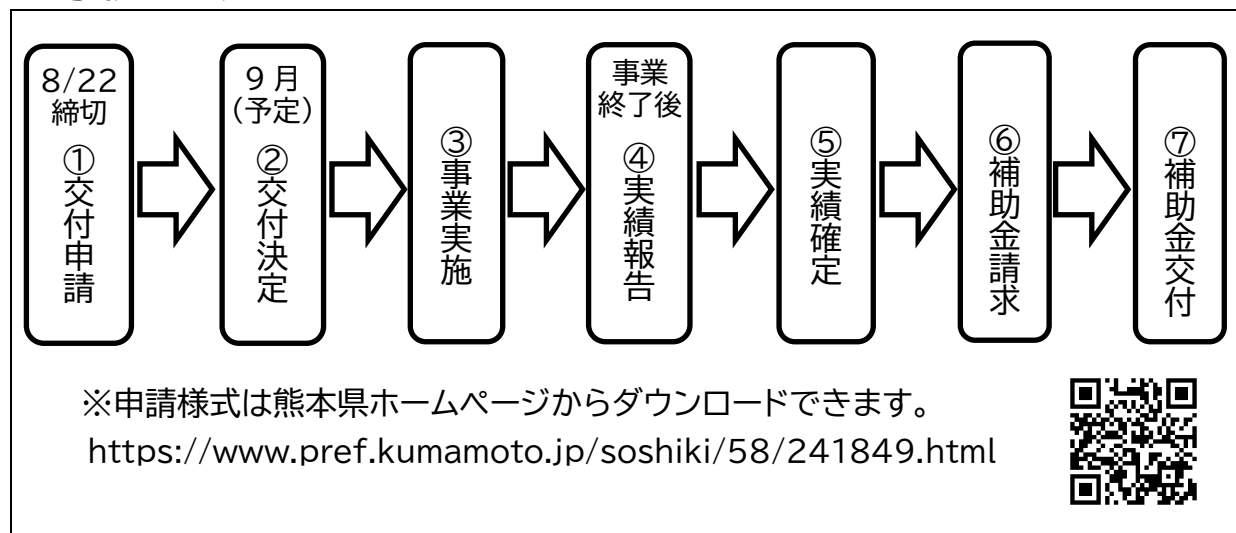
1 外国人材を対象に行う日本語能力向上研修事業への支援	
補助対象者	・ 県内に事務所を有する監理団体 ・ 県内に事務所を有する登録支援機関 ・ 県内に事務所を有する外国人材受入事業者(複数事業者合同での実施可)
補助対象事業	外国人材を対象に行う日本語能力向上研修事業
対象外国人材	※ 対象となる外国人材は以下のいずれにも該当すること。 ・ 補助対象事業者が監理、支援又は雇用していること ・ 県内の事業所で就業していること ・ 日本語水準について受講者の半数がN3以下であること ・ 外国人材の参加が3名以上であること
補助対象経費	・ 謝金 講師等謝金 ・ 旅費 講師旅費、講習受講者の旅費 ・ 事業経費 日本語学校等の入学料・授業料教材費、印刷費、消耗品費、会場使用料、委託費 ・ その他知事が必要と認める経費
補助率・上限額	・補助率 2分の1以内 ・上限額 30万円

2 地域の文化、伝統行事の体験事業・日本人社員や地域住民との交流事業への支援

補助対象者	・ 県内に事務所を有する監理団体 ・ 県内に事務所を有する登録支援機関 ・ 県内に事務所を有する外国人材受入事業者(複数事業者合同での実施可)
-------	---

補助対象事業	① 文化・伝統行事、自然体験等に関するレクリエーション活動で、特に県内で働く外国人材が熊本県の魅力を体験することができるもの。 ② 地域住民と交流し、触れ合うことができる行事を企画し、又はこれに参加する事業であって、特に県内で働く外国人材が地域住民との交流を深めることができるもの。
対象外国人材	※ 対象となる外国人材は以下のいずれにも該当すること。 ・ 補助対象事業者が監理、支援又は雇用していること ・ 県内の事業所で就業していること ・ 外国人材の参加が3名以上であること
補助対象経費	・ 謝金 講師等謝金 ・ 旅費 講師旅費、交通費 ・ 事業経費 教材の購入費及び印刷費、消耗品費、会場使用料、会場への入場料、イベントの参加料、レンタル料、会場までの交通費(借上バス代)等 ・ その他知事が必要と認める経費
補助率・上限額	・ 補助率 2分の1以内 ・ 上限額 20万円

<手続きの流れ>



【問合せ先】 熊本県 商工政策課 人材プロジェクト班

TEL : 096-333-2342(直通)

E-mail : shoukouseisaku@pref.kumamoto.lg.jp